

2025年4月18日

お客さま各位

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
株式会社セブン銀行

休眠預金等活用法に関する公告

当社は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、引き続き、当社を通じて、当該預金等の元本および利子に相当する額の金銭（休眠預金等代替金）の支払を受けることができます。

本件に関する詳細は、当社コンタクトセンターまでご照会ください。

1. 対象となる預金等

2015年3月1日から2015年8月31日に最終異動日等があった預金等

2. 預金保険機構への納期限（※）

2026年4月18日

（※）法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日とは異なります。

本件に関するご照会先

セブン銀行コンタクトセンター 0088-21-1189（通話料無料）

03-5610-7730（有料）

受付時間 月～土曜日 9時～18時（祝日と年末年始を除く）

以 上